



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

2018年4月

団体長期障害 所得補償保険

GLTD (Group Long Term Disability) 〈全員加入型〉

団体長期障害 所得補償保険 (GLTD)

(精神障害補償特約セット)

基本補償

+

各種相談サービス

ストレスチェック＆
組織診断

対面カウンセリング

メンタルヘルス研修

専門スタッフによる
産業保健の支援

企業のための
**メンタル
ヘルス対策**



従業員の「こころ」の リスクマネジメント

企業のためのメンタルヘルス対策

企業にとって従業員の心のケアは、近年大きな課題となっており、職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査によると、半数以上の企業にメンタルヘルス（精神面における健康）に問題を抱えている社員が存在しています。

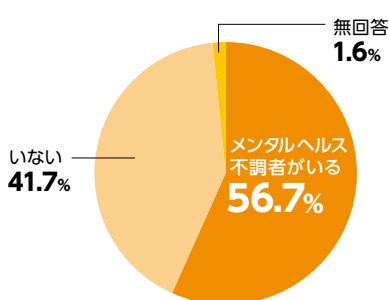
メンタルヘルスの不調者が発生した場合、療養期間が長期にわたることや、無事復職した場合でも、適切な治療が施されなければ再発につながる可能性が高く、企業にとっては大きな損失となりかねません。

従業員にとっても、長期の休養は収入の大幅な減少に繋がるため、安心して治療に専念することができる環境が重要となります。

いま、企業には、メンタルヘルス不調者発生の未然防止から発生した後の対応まで、包括的なメンタルヘルス対策が求められています。

従業員のメンタルヘルスの現状

〔メンタルヘルス不調者の有無（正社員）〕

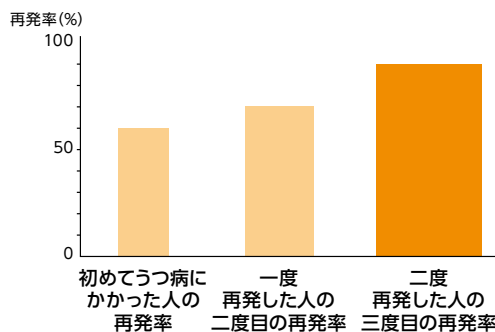


(注) 対象は農・漁業を除く従業員10人以上の民間事業所。
出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構
平成23年「職場におけるメンタルヘルスケア対策に関する調査」

➤ 多くの企業で対策が
求められています

適切な治療が施されない…

〔うつ病の再発率〕

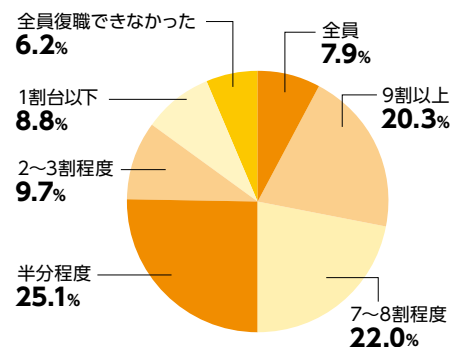


出典：厚生労働省 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
URL: <http://kokoro.mhlw.go.jp/shien/qa/>

➤ 繰り返すほど再発率は
上がるので適切な治療・
長期のサポートが必要です

完全に復職できた人の割合

〔過去にメンタルヘルス不調で休職した社員のうち、完全に職場復帰できた割合〕



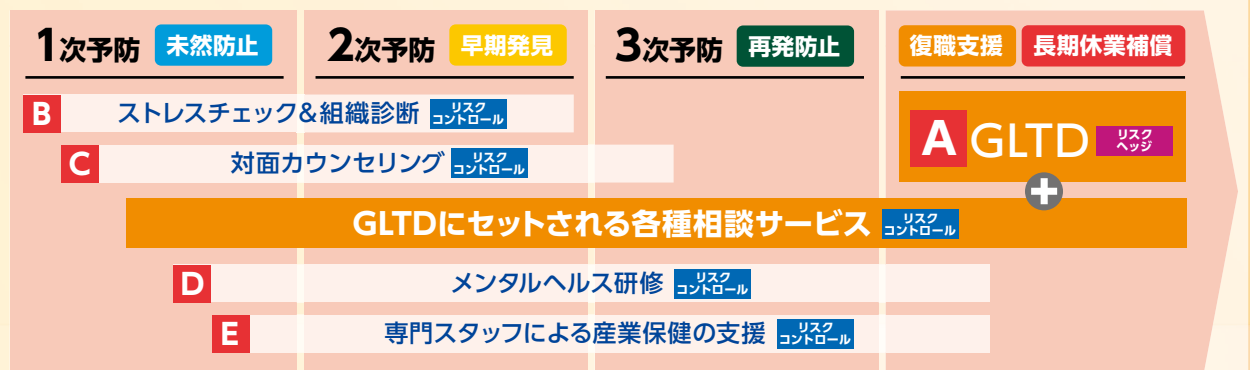
出典：財団法人労働行政研究所 平成22年8月31日
「企業におけるメンタルヘルスの実態と対策」

➤ 復職支援が重要です

メンタルヘルスの総合的なサポート

損保ジャパン日本興亜の「企業のためのメンタルヘルス対策」は、メンタルヘルス不調による長期間の休業補償を基本に、発症予防や早期発見、さらに復職支援サポートなどメンタルヘルス・リスクに対する総合的な解決策をご提供します。

今回ご提案するメンタルヘルス対策の全体像



長期の療養が必要な場合でも、 従業員と家族の生活をサポートします。



団体長期障害所得補償保険 (GLTD) (精神障害補償特約セット)

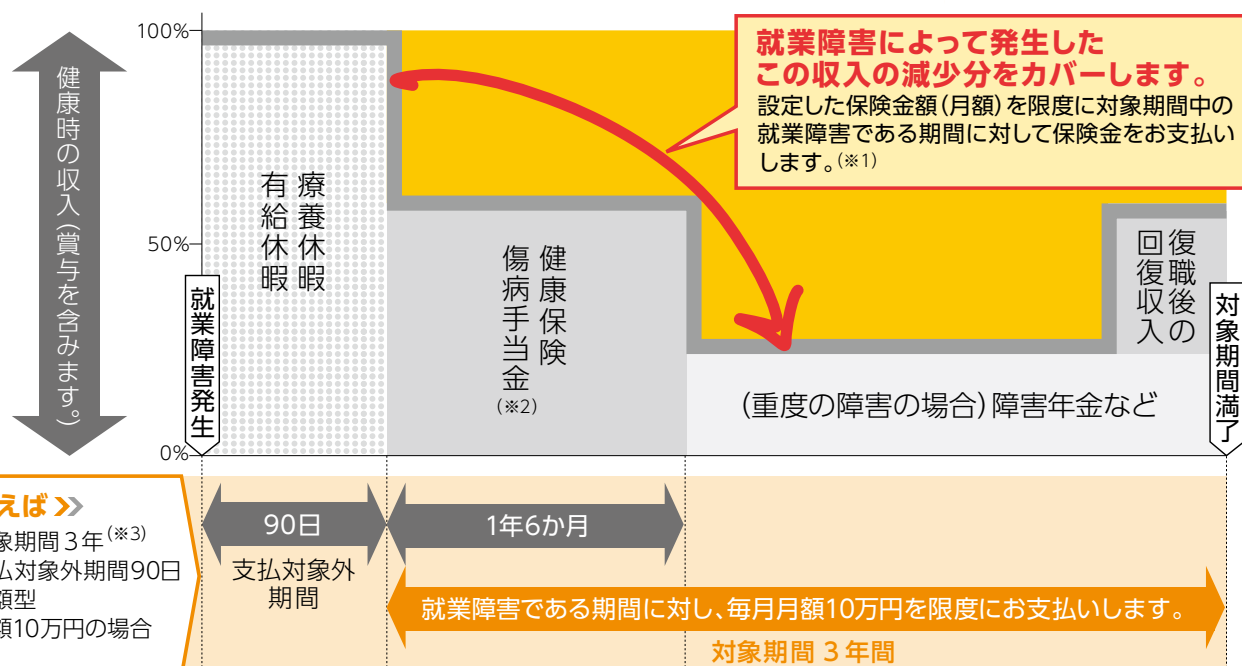
A

基本補償

長期休業
補償

復職
支援

メンタルヘルスの不調を含む病気やケガで
長期間働けなくなった場合の収入の減少を補償します。



- (※1) 平均月間所得額が保険金額 (月額) より小さい場合は、平均月間所得額を支払基礎所得額として算出した額を保険金としてお支払いします。
- (※2) 健康保険からの傷病手当金 (1日あたりの支給額は標準報酬日額の3分の2に相当する額) の支給期間は最長1年6か月です。健康保険組合からの給付の場合は、付加給付や延長給付がある場合があります。
- (※3) 精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。

就業障害とは…

【支払対象外期間中の就業障害の定義】

被保険者 (保険の対象となる方) の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態

【対象期間開始後の就業障害の定義】

被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超の状態

>> 働けなくなった場合の 収入の減少を補償します。

病気やケガで就業障害となり、長期間働けなくなった場合、保険金をお支払いします。精神障害補償特約により、うつ病等のメンタルヘルスの不調で就業障害となり働けなくなった場合も補償します。お仕事にかかわらず24時間補償の対象になります。

>> 福利厚生制度の充実化を図れます。

団体専用の保険なので、割安な保険料で福利厚生制度の充実化を図り、従業員が安心して働くことができる環境を提供することができます。

>> 退職となった場合も補償は継続します。

保険期間中に身体障害となり退職され、その身体障害により就業障害が継続している場合は、対象期間の範囲内であれば、被保険者本人に対して補償が続きます。

>> 復職後もしっかりサポート

復職して業務に戻った場合でも、所得の喪失割合が20%を超える期間については、その喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

>> 入院だけではなく 自宅療養中も補償

入院にかかわらず通院・自宅療養・リハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たすかぎり補償されます。

>> 加入手続きは簡単です。

ご契約にあたっては、所定の告知書の質問事項にお答えいただくのみで、医師の診査は不要です。また、被保険者10名以上の企業では、所定の条件により、団体の代表者の一括告知でのご契約が可能です。協定書で定めることにより、中途加入される被保険者についても、告知書のご提出は不要となります。

補償のイメージ

GLTDの特長

各種相談サービス（無料）

（注）団体長期障害所得補償保険（GLTD）をご契約の場合に、自動でセットされるサービスです。

未然
防止

早期
発見

再発
防止

復職
支援

人事労務担当者さま向け

人事労務担当者さま向けのサポートメニューが充実しています。

ご利用時間：平日9:00～17:00

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルス個別相談

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が従業員のメンタルヘルスに関わる個別相談について、面談で対応します。（場所はSOMPOリスクケアマネジメントのカウンセリングルームとなります。1案件につき1回50分の面談で、事前に予約が必要になります。）
（注）継続的に相談が必要な場合は有料となります。

産業医サポート

貴社の産業医の非専門分野に関して保健師・看護師等がサポートします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

従業員向け

GLTDにご加入の従業員の方は、メンタルヘルスに関する電話相談などのサービスを無料で利用できます。その他、一般的な健康や医療に関する各種サービスも利用できます。

ご利用時間：平日9:30～19:00、土曜11:00～18:00

メンタルヘルス相談

電話により、臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

ご利用時間：24時間・365日

メンタルITサポート

ホームページにアクセスすることによるストレスチェック等が利用できます。

ご利用時間：24時間・365日

健康・医療相談

介護相談

育児相談

健康管理相談

■ 栄養・食事相談 ■ 薬に関する相談

健康チェックサポート

■ 人間ドック紹介 ■ 郵便検診 ■ 検診結果相談

専門医相談

予約制

医療機関情報提供

■ 緊急時の医療機関情報の提供 ■ 専門医療機関情報の提供
■ 女性医師情報の提供
■ 高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報の提供
■ 転院・患者移送手配情報の提供

公的給付相談

予約制

法律・税金相談

予約制

例1 うつ病（保険金月額：10万円）

➤ うつ病で就業障害となり20か月間の休職（所得が全くない状態）後、職場に復帰した場合（支払対象外期間90日の場合）

【お支払いする保険金】

月額10万円×（20か月－支払対象外期間90日）＝ 支払保険金総額 約 **170万円**

例2 うつ病（保険金月額：10万円）

➤ うつ病で就業障害となり5か月21日間休職。復職したが、その後も抑うつ状態が継続し、5か月後に就業障害が再発し10か月間再休職した場合（支払対象外期間90日の場合）

保険金お支払い
対象期間①

月額10万円×（5か月と21日－支払対象外期間90日）＝ 270,000円

保険金お支払い
対象期間②

月額10万円×10か月＝ 1,000,000円

支払保険金総額 約 **127万円**

就業障害の「再発」の取扱い

就業障害期間が終了した日から、その日を含めて6か月以内に同一の身体障害による就業障害が再発した場合は、同一の就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間の規定を適用しません。

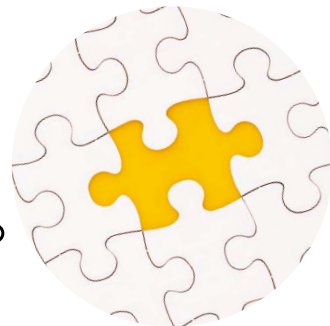
保険金月額10万円プランの保険料例

- 全員加入
 - 精神障害補償特約セット
 - 団体割引10%
 - 保険期間1年
 - 支払対象外期間90日
 - 対象期間3年
- の場合

【1名あたり年払保険料】

加入時満年齢	30歳の場合	40歳の場合	50歳の場合
男 性	3,123円	5,967円	15,219円
女 性	2,718円	7,128円	17,442円

充実したメニューでメンタルヘルス対策をサポートします。



B C D E は、損保ジャパン日本興亜のグループ会社であるSOMPOリスクアマネジメントが提供する有料サービスです。それぞれ単独でもご利用いただけます。

B

ストレスチェック&組織診断

未然防止

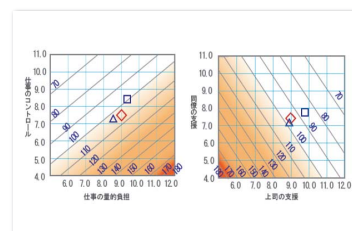
早期発見

ストレスチェック【職業性ストレス簡易診断サービス】※

SOMPOリスクアマネジメントが提供するストレスチェックシステム（WEBシステム）により、厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」を使用したストレスチェックをご利用いただけます。専用のチェックシートを用いて、従業員を対象としたストレスチェックを実施します。その結果を「ストレスプロフィール」として個別に作成します。従業員自身のセルフケアに役立てることが可能です。

組織診断【仕事のストレス判定図による組織診断サービス】

個々のストレスチェックの結果をもとに、職場ごとの健康問題に関するリスクを判定、改善が必要な課題を明らかにします。



（※）団体長期障害所得補償保険（全員加入型）をご契約の場合、ストレスチェックサービス（WEBシステム）を無料でご利用いただけます。

C

対面カウンセリング

未然防止

早期発見

再発防止

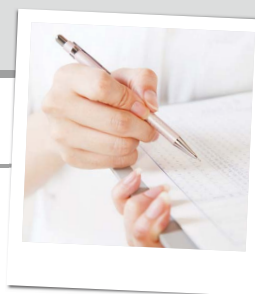
経験豊富なカウンセラーがメンタルヘルスのご相談に応じます。本人からの相談だけでなく、上司・家族も気軽に相談できるサービスです。全国170か所以上でご利用できます。

医療機関との連携

精神科医または心療内科医と連携、カウンセリングの結果、医療機関の受診が必要と判断した場合は、本人に医療機関での受診を勧奨します。また、主治医が必要な場合にはご紹介いたします。

人事労務部門へのフィードバック

利用状況は年4回報告書を作成し、人事労務部門にお送りします。



- 1名につき5回まで
- 1回は約50分
- 予約受付は平日10:00～17:00

D

メンタルヘルス研修

未然防止

早期発見

再発防止

復職支援

貴社のご要望やこれまでの取り組み、また現状での問題意識等をヒアリングしながら、様々な研修の企画・運営をサポートします。具体的には、一般従業員を対象にしたストレスマネジメント研修や、管理職向けのラインケア研修を中心に、以下に挙げたテーマ等での研修を開催します。

セルフケア研修

- 新入社員のためのストレスマネジメント
- 職場でのメンタルヘルス
- メンタルタフネス強化トレーニング

ラインケア研修

- 管理職のためのメンタルヘルス対策
- 管理職のための傾聴トレーニング

その他

- パワハラ・セクハラ問題とその対策



E

専門スタッフによる産業保健の支援

未然防止

早期発見

再発防止

復職支援

メンタルヘルス対策に関わる産業保健体制の構築支援

貴社の人事労務担当者・産業保健スタッフへのサポート・助言を行い、メンタルヘルスケアにおける産業保健体制の構築を支援します。

メンタルヘルス不調者の個別支援

人事労務担当者、主治医、管理職と連携を図り、面談、休職中のフォロー、職場復帰支援など従業員への個別支援を行います。

提携医療機関との連携およびご紹介

医療機関での治療が必要になった場合には、独自のネットワークにより、信頼のおける精神科医、心療内科医等をご紹介します。

（注1）**B C D E**の詳細、料金等につきましては、取扱代理店、損保ジャパン日本興亜またはSOMPOリスクアマネジメントまでお問い合わせください。

SOMPOリスクアマネジメント ホームページアドレス <http://www.snhs.co.jp/>

（注2）本サービス内容は、予告なく変更または中止する場合があります。

団体長期障害所得補償保険 GLTD のご契約にあたって

※このパンフレットは従業員の皆さま全員を被保険者(保険の対象となる方)とするご契約内容となります。従業員の皆さまが任意にご加入いただく契約方式をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご契約前にご確認いただくこと

■ 引受条件(保険金額の決め方等)

- 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、被保険者(保険の対象となる方)が他の保険契約等にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがあります。

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	40%以下 ^(※)
共済組合(例：公務員)	40%以下 ^(※)

(※)企業、健康保険からの休業補償期間以上を支払対象外期間とする場合は、70%以下で設定することができます。

- ご契約にあたっては、対象期間や支払対象外期間等の引受条件の設定を事前にご相談させていただいたうえで、ご契約者と損保ジャパン日本興亜との間で協定書を取り交わしていただきます。引受条件設定の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ 被保険者(保険の対象となる方)

- 保険期間の開始時点で満15歳以上満69歳以下かつ健康状態に関する告知の結果、ご加入できると判定された有職の方にかぎり、
- 契約条件によりご加入いただける年齢に制限があります。

■ 保険期間(ご契約期間)

保険期間は1年間です。

補償内容(保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の主な内容、お支払いできない主な場合)

保険金をお支払いする場合

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合

■ お支払いする保険金の主な内容

被保険者が被る損失に対して、約款および協定書に従い、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。

お支払いする保険金の額(月額)＝ 支払基礎所得額×所得喪失率 ^(※1) ×約定給付率 ^(※2) (※1)所得喪失率＝(就業障害発生前の所得額－回復所得額) ÷就業障害発生前の所得額 (※2)「約定給付率」とは、ご契約時にご契約者に任意に設定していただく、給付割合をいいます(定額型の場合は100%となります。)
保険金をお支払いする期間＝就業障害である期間－支払対象外期間

- (注1) 対象期間中の就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額を限度とします。
- (注2) 保険金額(支払基礎所得額×約定給付率)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で除した額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。
- (注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。
- (注4) 補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超える就業障害の期間で、かつ対象期間を限度とします。対象期間を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
- (注5) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
- (注6) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。
- ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額
- (注7) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害はその就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者

が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

(注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。

(注8) 精神障害補償特約をセットした場合、精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑤頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約^(※3)をセットしない場合)
- ⑧精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害^(※4)
- ⑨妊娠、出産、早産または流産^(※5)
- ⑩発熱等の他覚的徴候のない感染

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(※3) 2018年4月1日以降に保険期間が開始する天災危険補償特約がセットされたご契約につきましては、保険料改定を行っております。

(※4) 精神障害補償特約をセットした場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。

(※5) 妊娠に伴う身体障害補償特約をセットした場合、妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害による就業障害についてもお支払いの対象となります。ただし、この特約により補償する危険について適用される支払対象外期間は、主契約で補償する危険についての支払対象外期間または90日のいずれか長い期間とします。

ご契約時における注意事項

■ 商品の仕組み

- この保険は、被保険者(保険の対象となる方)が病気またはケガにより働けなくなったときに、その方の所得の損失に備える保険です。
- 保険契約締結の際、ご契約者には損保ジャパン日本興亜と協定書を取り交していただきます。協定書で定める事項は契約内容の一部となります。

■ 保険料および保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約時に、次の①または②のいずれかの方式を選択いただけます。

① 暫定保険料・確定精算方式…契約開始時点で、前年実績に基づき暫定保険料を算出し、請求させていただきます。

② 確定保険料前払方式…契約開始時点で、前年実績に基づいて被保険者1名ごとの確定保険料を算出し、お支払いいただきます。

ご契約と同時に全額を払い込む年払と、12回に分けて払い込む月払があります。

■ 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。保険期間が始まった後でも、保険料領収前に開始した就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故によるケガを原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病または発生した

事故によるケガを原因とする就業障害(保険金の支払事由)であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でのご加入いただく場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

■ 契約締結時における注意事項(告知義務等)

- このパンフレットは従業員の皆さま全員を被保険者とするご契約内容となりますので、従業員全員の健康状態等を告知していただく必要があります。
- 申込書・告知書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※1)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※1)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には、告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★病気やケガによる休職者の有無

★他の保険契約等^(※2)の加入状況

(※2)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約を含みます。

- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 継続契約の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きのご加入となります。なお、事実を記入されなかったとき、または事実と異なる

ことを記入されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただけます。)
 - ③今回はご加入いただけません。
- ご契約のお申込み後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

■ 補償重複について

団体長期障害所得補償保険を複数ご契約^(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※)他社のご契約を含みます。

〈補償重複となる可能性がある主な補償・特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
団体長期障害所得補償保険の基本契約	他の団体長期障害所得補償保険

ご契約後における注意事項

■ 保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

■ 契約締結後における留意事項(通知義務等)

- ご契約者が保険証券記載の業務を変更された場合、または保険証券記載の業務に就いていた被保険者(保険の対象となる方)がその業務をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - 他の保険契約等がある場合 など

■ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

「暫定保険料・確定精算方式」「確定保険料前払方式」等によって取扱いが異なります。保険料の払込期日等については、「協定書」をご確認ください。

■ クーリングオフに関する説明

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

■ 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■ 被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件より、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によっては解約返れい金がないこともあります。

(注)ご契約後、被保険者が死亡された場合、または、保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができる業務にも従事しなくなった、もしくは、従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

その他の注意事項

■ 被保険者が就業障害になった場合

被保険者(保険の対象となる方)には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパン日本興亜は、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパン日本興亜は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

■ 特定疾病等対象外について

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
(注)例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償対象外となります。
- 「特定疾病等対象外の条件」をセットされたご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
- ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除することができます。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。
(削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

■ 複数の保険会社による共同保険契約の締結

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

■ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

用語のご説明

回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。		かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
ケガ(傷害)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体のケガをいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。	身体障害	ケガ(ケガの原因となった事故を含みます。)および病気をあわせて身体障害とします。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。	身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①ケガについては、ケガの原因となった事故発生の時 ②病気については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者(保険の対象となる方)の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、	対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。
		他の保険契約等	団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
		疾病(病気)	ケガ以外の身体の障害をいいます。
		平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

商品に関するお問い合わせ

【受付時間】 平日:午前9時～午後8時 土日祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

カスタマーセンター **0120-888-089** ◆おかけ間違いにご注意ください。

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

保険金のご請求について

- 就業障害が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、お手持ちの保険証券等をご確認ください。

保険金ご請求のご連絡先 ◆おかけ間違いにご注意ください。

就業障害が発生した場合は、すみやかに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** [受付時間] 24時間365日

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

◆おかけ間違いにご注意ください。 <受付時間>
平日:午前9時15分～午後5時
(通話料有料)(土・日・祝日・年末年始は休業)
0570-022808
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

- ★取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。
- ★このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険(GLTD)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款・特約集」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

<引受保険会社> 団体長期障害所得補償保険(GLTD)

 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社**
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3111
<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

<サービス提供会社>

 **SOMPOリスクアマネジメント株式会社**
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
<公式ウェブサイト> <http://www.sompo-rc.co.jp/>
SOMPOホールディングスの一員です。

お問い合わせ先